

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特別栽培農産物の認証に関すること（県外事業者に係るものを除く。）。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。